

# 入学者選抜制度の改善について（報告）

平成23年3月

入学者選抜制度検討協議会

# 目 次

頁

1	検討協議の経過	1
2	検討の基本的な視点	
(1)	入学者選抜制度の理念を踏まえた改善	2
(2)	今後の高校教育のあり方を踏まえた改善	2
(3)	新しい学習指導要領を踏まえた改善	3
3	入学者選抜制度の現状と課題	
(1)	これまでの取組み	4
(2)	現行制度の評価	4
(3)	現行の入学者選抜制度の運営上の課題	5
4	入学者選抜制度改善の方向性	
(1)	新しい学習指導要領が求めるものと中高の接続の 考え方を生かした改善	7
(2)	各校の特色に応じた主体性の確保と自らの希望に 基づく志願を確かなものとする改善	8
(3)	生徒の特性や長所を総合的に評価することができる改善	8
5	入学者選抜制度改善の内容	
(1)	新たな学力を的確に把握するための検査と資料のあり方	9
(2)	希望に基づく志願を確かなものとする選抜機会の設定	10
(3)	各校の特色を基にした主体的な選抜の工夫	11
6	定時制・通信制の課程の入学者選抜	13
7	入学者選抜制度の改善を進めるにあたって	14

## 1 検討協議の経過

- 入学者選抜制度検討協議会は、県立高校改革推進計画の成果と課題の検証を踏まえながら、今後の高校教育が果たすべき役割と新しい学習指導要領が求めるものを視野に入れ、これからの入学者選抜制度のあり方と改善について検討するため、平成22年7月に設置された。
- 本協議会は、「神奈川県公立高等学校の入学者選抜制度の改善に関することについて」を検討事項として依頼された。
- 本協議会では、平成22年7月28日に第1回協議会を開催し、これまで5回にわたる協議会を開催して協議を行ってきた。また、協議会での意見等を整理し、会議の円滑な運営を進めるため、「入学者選抜制度協議会の設置及び運営に関する要綱」に基づき、小委員会を設置し、この間、5回の小委員会を開催した。
- 協議を進めるにあたっては、本県におけるこれまでの入学者選抜制度の理念を確認するとともに、今後の高校教育のあり方の方向性や平成24年度に中学校で、平成25年度からは高等学校において実施される新しい学習指導要領を視野に入れ、さらに、現行の選抜制度の運営上の課題についてもあわせて対応できるよう、今後の入学者選抜制度の改善の方向性をとらえていくこととした。
- 特に、新しい学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、これらを活用して問題解決を図るために必要となる思考力、判断力、表現力その他の能力や主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）も新たに学力の要素として示されており、このような点を軸として、入学者選抜制度のあり方について検討を進めてきた。
- 12月には、具体的な改善内容を協議するにあたって、広く意見をうかがいながら協議を進めていくため、これまでの検討内容である「これからの入学者選抜制度改善の方向性」について「協議経過の中間まとめ」として協議経過を報告した。
- その後、県民のみなさまから寄せられた意見をも参考にしながら、「入学者選抜制度の改善について」の協議を進め、この報告をまとめることとした。
- なお、本協議会は、県民に直接情報を提供し、広く意見を求めるため、協議会の審議を公開とした。

## 2 検討の基本的な視点

入学者選抜制度を検討するにあたって、次のような基本的な視点に留意しつつ、検討を進めることとした。

### (1) 入学者選抜制度の理念を踏まえた改善

- 本県の入学者選抜制度については、平成6年7月に制定された「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」において「生徒一人ひとりの個性や能力、適性を多面的にとらえ、調査書の評定や学力検査などのいわゆる数値のみでなく、生徒の特性や長所に着目した選抜制度であること」「生徒一人ひとりが、自らの進路希望に基づいて学校選択できるような選抜制度とすること」という理念を基に進められてきた。
- 平成16年度入学者選抜からの選抜制度改善においても、生徒の多様な学習ニーズに応え、個が生きる教育を提供するという視点から、それまでの理念を踏まえた対応を行ってきた。
- 今後も「かながわの教育」は生徒一人ひとりの個性が生かされ、魅力と特色ある教育をめざしていくものであり、入学者選抜制度においては、これまでの理念を基盤とした改善をめざすことが必要である。

### (2) 今後の高校教育のあり方を踏まえた改善

- 生徒の多様なニーズに応え、活力ある教育活動を展開するため平成12年度から「県立高校改革推進計画」に取り組んできた。平成21年度をもってその計画期間は終了したが、今後も県立高校を取り巻く環境の変化に迅速な対応を図っていくことが必要であり、これまでの取組みの成果及び課題も視野に入れ、今後の高校教育のあり方を検討し、それを踏まえた改善をめざすことが求められる。
- 県立高校改革の取組みにおいては、多様で柔軟な教育の提供や、地域や社会に開かれた学校づくりなどを通じて特色ある高校づくりが進展し、「県立高校改革推進計画10年間の成果と課題」（平成22年8月）にみられるように、生徒の進路希望、興味・関心に応える教育の充実、学習意欲の向上と主体的な学習意識、体験的な学習の充実といった成果をあげてきている。
- また、定時制の課程の改善、専門高校の新たな展開の必要性などこれからの高校教育の課題もみだされている。
- そのため、今後の高校教育においては、幅広い学習ニーズに対応する多様で柔軟な教育の展開の充実や、確かな学力の向上、社会生活実践力の育成とともに、それぞれの課程や学科の果たす役割の明確化と特色の理解などが求められている。
- これからの入学者選抜制度については、このような今後の高校教育のあり方の方向性を見据え、その実現に向けた取組みにふさわしい改善を図ることが必要である。

### (3) 新しい学習指導要領を踏まえた改善

- 平成24年度から中学校で新しい学習指導要領が実施され、高校においても平成25年度から新しい学習指導要領が実施される。この新しい学習指導要領においては、「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力その他の能力」、「主体的に学習に取り組む態度」(学習意欲)が「新たな学力」の要素として示され、また、確かな学力を確立するための授業時間数の確保や言語活動の充実なども求められている。
- 高等学校の入学者選抜は単に高校への入学者を決定するという役割にとどまらず、中学校での学習の成果を高校につなぎ、さらに一人ひとりの力を伸長するという中高の接続という視点が求められる。
- 新しい学習指導要領においては、知識・技能の習得とともに、それらを活用するために必要となる思考力、判断力、表現力その他の能力、さらには学習への意欲についても「新たな学力」として求められている。
- これら、新しい学習指導要領が求める「新たな学力」を視野に入れ、中学校卒業段階において共通に身につけるべき「新たな学力」をとらえ、その上で高校において各自の個性を伸長するという視点に立って入学者選抜制度の改善を考えていくことが求められる。

### 3 入学者選抜制度の現状と課題

#### (1) これまでの取組み

- 本県では、平成16年度入学者選抜から、現行の入学者選抜制度が実施されている。
- 現行の入学者選抜制度では、多元的な尺度による複数の選抜機会を設定するため「前期選抜」、「後期選抜」の二度の選抜機会を設けている。
- 「前期選抜」は、志願資格があれば、受検を希望する者は誰でも志願できる「学力検査をともしない選抜」として位置付けられており、一人ひとりの個性を生かし、調査書と面接を基礎資料とし、さらに各校の特色を勘案しつつ必要に応じて実施する検査を行うことも可能にしている。前期選抜では数値のみにとらわれず、多面的にその状況をとらえるための総合的選考を行っている。
- 「後期選抜」は、全日制の課程 普通科においては、数値の扱いの弾力化を図った上で、数値に基づく学力による選考を中心に行っている。また、それ以外の課程、学科においては、学力検査の結果も含め、総合的に選考を行っている。

#### (2) 現行制度の評価

- 平成16年度から実施している現行の入学者選抜制度については、毎年度、検証とさらなる改善のためのアンケート等を実施しているが、「学力検査を伴わない前期選抜の実施について、よいことだと思うか」という質問に対しては、全日制生徒の半数以上51.7%が「そう思う」と回答している。一方、その保護者は、この「前期選抜の実施について、よいことだと思うか」ということについて、「そう思う」と回答したのは、29.9%（約3割）に留まっているという状況もある。
- また、「後期選抜において調査書と学力検査の比率を各高校が特色に応じて一定の範囲で決められるよう、弾力化されていること」に対しては、肯定的な回答が、全日制の生徒で87%を超え、また保護者の方も86.6%、さらに市町村教育委員会、中学校長、高等学校長も肯定的な回答が非常に高い割合となっている。
- なお、このアンケートとは別に「平成21年度県民ニーズ調査」の教育分野においても、公立高校の入学者選抜制度につき、調査をしているが、「2回の受検機会があることから、前期選抜において、最も自分が興味や関心を持っている高校にチャレンジすることができる」という項目に対して、半数以上の56.6%が「そう思う」という回答をしている。
- また、「学力以外の個性や長所を評価した選抜の機会となる」という項目に対しては、約半数の50.3%が「そう思う」と回答している。

### (3) 現行の入学者選抜制度の運営上の課題

「(2) 現行制度の評価」においてとらえたように、現行の入学者選抜制度については、学力検査を伴わない個に応じた選抜機会である前期選抜の実施や各高校の特色に応じた主体的な選考の方法などについての評価が高いものになっているが、一方で、現行の入学者選抜制度の運営にあたっての課題についても、多方面から指摘がなされている。

#### ア 選抜期間の長期化

- 現行の入学者選抜制度の改善にあつては、生徒一人ひとりの個性が活かされる選抜制度として充実するという趣旨から、多元的な評価尺度による複数の選抜機会を設定していくことが必要であるという指摘があつたが、その際にも、「選抜日程が長期化することがないよう配慮しながら進めること」が求められていた。
- しかしながら、現行の入学者選抜制度では、前期選抜と後期選抜の複数の受検機会を設定していることによって選抜期間が長期化しており、平成22年度入学者の選抜では、その期間が全日制の課程で40日、定時制の課程では58日となっており、1月から3月にかけて、非常に多くの日数を要しているという状況にある。
- そのため、中学校においては授業時間数が実質的に減少するなど教育活動に影響が出ており、高校においても在校生への指導時間の減少等、教育活動に影響が生じている。
- このことから、今後の選抜制度の改善にあつては、選抜期間の長期化の改善が求められる。

#### イ 中学校での指導への影響

- 複数の選抜機会の設定に伴い、前期選抜で合格者が決定する一方、多くの不合格者がでていう現状がある。そのため、前期選抜で不合格となった生徒の精神的負担が大きくなっているという指摘がある。
- また、前期選抜での不合格者が後期選抜に志願する際、2回の受検機会がある中で、前期選抜と同一校へ志願する率は高く、8割近くになっていることから、複数の機会において、チャレンジすることができるという前期選抜、後期選抜の機会設定の趣旨が、十分に活かされていない面も見られ、希望する高校への志願のあり方として、複数選抜機会設定の見直しも含めた検討が必要となっている。
- また、前期選抜合格発表以後、すでに高校への合格が決定している生徒と後期選抜に向けて努力を続ける生徒が混在することにより、中学校の進路指導、教育活動等の充実の視点からも選抜機会の設定について、改善が求められる。

## ウ 選考基準の複雑化

- 現行の選抜制度では、これまで進められてきた県立高校改革推進計画に基づく取組みによって、それぞれの高校が特色をより明確なものにすることをめざしてきたことから、各校の特色ある教育展開に応じて、より多様で弾力的な工夫を図ってきた。
- この各高校の主体性に応じた選考基準の弾力化は、生徒や保護者、中学校・高校においても高い評価を受けてきているところであるが、学校の特色等に応じた選考基準の弾力化が、かえって受検生や保護者にとっては複雑化しているという声がある。
- これまでも各校の選考基準の事前公表など、選抜方法や選考基準について明確化する取組みを進めてきているが、中学生にとってより明確でわかりやすい制度への改善が求められている。

## エ 前期選抜募集率拡大要望への対応

- 現行の選抜制度では、前期選抜の募集率については、クリエイティブスクールを除き、募集人員の20%から50%として定めているが、専門高校、普通科専門コース、定時制の課程などにおいては、明確な志望動機を持つ生徒の積極的な受入れを図るため、前期選抜募集率の拡大への要望が出されている。
- 一方で、前期選抜においては、学力検査を実施せず、個性に応じた選抜を趣旨として、面接を中心とした選抜が行われているが、前述の県民ニーズ調査においても、「学力検査に基づかない選考による入学者が増えることで、学力の低下が懸念される」という回答が3割を超えるなど、学力検査を受検していない生徒が増えることへの懸念も出されており、新しい学習指導要領において中学校卒業段階で求められる「新たな学力」も視野に入れ、その対応が求められる。



## 4 入学者選抜制度改善の方向性

入学者選抜制度の改善にあたっては、これまでの入学者選抜制度の理念、今後の高校教育のあり方、新しい学習指導要領のいずれをも踏まえた改善とすることが求められ、その際、現状の諸課題の改善もあわせて図る必要がある。

改善内容の検討にあたっては、新しい学習指導要領の視点を軸としながら、今後も多様な教育のニーズに対応する幅広い高校教育の方向性を加え、さらに自らの希望を生かすことができる制度と選考方法が求められている。

このため、次のような点を視野に入れた改善を図る必要がある。

### (1) 新しい学習指導要領が求めるものと中高の接続の考え方を生かした改善

- 新しい学習指導要領においては、「生きる力」の育成をめざし、「基礎的・基本的な知識及び技能の習得」とそれらを活用して問題解決を図っていくための「思考力、判断力、表現力その他の能力」の育成のバランスを重視するとともに、生涯にわたって学ぶ主体を育むため、「主体的に学習に取り組む態度」（学習意欲）を高めることを求めている。
- これらは中学と高校のみならず、初等・中等教育を通じて一貫したものとなっている。
- 高校への入学者の選抜という機会においても、中学校から高校への接続という視点を重視し、中学校における、新しい学習指導要領が求める「新たな学力」の一人ひとりの伸長を的確に評価し、それらを一層伸ばす機会としてとらえることが重要である。
- そのため、高校への入学者選抜において全ての生徒に求められる共通の基盤となる「新たな学力」を適正に測るという視点を考えていくことが必要である。
- 現行の選抜制度では、前期選抜においては学力検査を伴わない個性に応じた選考を、また、後期選抜では学力検査を実施し、数値を中心とした選考としているが、このような機会の設定は、新しい学習指導要領が求める「新たな学力」を、それぞれの機会ごとに分けて評価するということになる恐れもある。
- 今後の選抜制度改善にあたっては、共通の基盤となる「新たな学力」をとらえるとともに、一人ひとりの特性が生かされる選考を加えていくなどの工夫をしていくことが望ましい。
- 選考にあたっては、新しい学習指導要領が求める「新たな学力」が、これまでの「学力検査」という検査方法では測ることが難しい要素を含むことから、それぞれの「新たな学力」の要素を的確に把握することができるよう多角的・多面的な検査や選考を組み合わせることに配慮することが求められる。

**(2) 各校の特色に応じた主体性の確保と自らの希望に基づく志願を確かなものとする改善**

- 今後の高校改革においても、幅広い学習ニーズに対応する多様で柔軟な教育を展開することが求められており、確かな学力の向上や社会生活実践力を伸ばすこととともに、それぞれの高校がもつ魅力や特色を生かした教育の提供を行っていく必要がある。
- 入学者選抜においても、このような各校の特色ある教育展開を理解し、自らの興味・関心や進路実現のための必要に応じて自己を伸長していこうとする意欲をとらえていくことが重要である。
- その際、現行選抜制度の運営上の課題として指摘されているように、選考基準が極端に複雑化することがないように配慮することが求められる。
- また、各校の魅力を理解した上で、自らの進路希望に基づき、主体的な学校選択を行うことを確かなものにするため、中学校における進路指導において、キャリア学習の視点に立って、将来の自己のあり方を意識した進路選択が円滑に行えるよう配慮することが必要である。
- さらに、現行の制度において、前期選抜、後期選抜ともに同じ学校を志願している生徒が多いことも踏まえ、「行きたい学校」を自信をもって選択し、高校という次のステップへ向けた「チャレンジ」を実のあるものとする機会としていく上でも、現行の分割した選抜機会のあり方の改善をも視野に入れながら検討することが必要である。

**(3) 生徒の特性や長所を総合的に評価することができる改善**

- 中学校における生徒会活動や部活動等をはじめ、各自が主体的に取り組む校外におけるボランティア活動や自己の能力・適性を伸ばす活動は、社会生活を主体的によりよいものにしていくために今後も重視されなければならないと考える。
- そのため、現行の選抜制度では、数値のみにとらわれず、一人ひとりの良い面を評価する観点から、調査書の記載事項や面接における評価など、教科学習以外の要素も踏まえた総合的な選考を行ってきている。
- 今後の改善にあたって、これまで本県が進めてきた総合的な選考の趣旨を生かし、一人ひとりの個性を数値等にあられる学力とともに評価していくための選考を工夫していく必要がある。

## 5 入学者選抜制度改善の内容

### (1) 新たな学力を的確に把握するための検査と資料のあり方

#### ア 検査のあり方

- 新しい学習指導要領においては、学力の要素として、①基礎的・基本的な知識及び技能、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力、③主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）の3つを掲げている。入学者選抜においては、中高の接続という視点からも、中学校におけるこの「新たな学力」の定着状況を的確に把握することが求められる。
- 現行の前期選抜で実施している面接においては、「新たな学力」のうち、主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）を測ることについて長けているという面をもっているが、基礎的・基本的な知識及び技能や思考力、判断力、表現力等といった能力を測ることは難しい面がある。
- 一方、後期選抜で実施している学力検査においては、基礎的・基本的な知識及び技能や思考力、判断力、表現力等といった能力を測ることについて長けている面をもつが、主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）を測るということは難しい面がある。
- 「新たな学力」を的確に把握するためには、このような検査を組み合わせるなどの工夫を図るとともに、すべての高校に基盤として共通の検査を設定していくことが求められる。
- すべての高校で実施する共通の検査としては、3つの学力要素を満たすよう、これまでの学力検査と面接、学力検査と作文など、多角的・多面的な検査を組合わせた形態を考えていく必要がある。
- また、学力検査においては、現行以上に、基礎的・基本的な知識及び技能に加え、課題解決に必要となる思考力、判断力、表現力その他の能力などについても把握することができる検査内容となるよう、さらに改善することが求められる。
- 学力検査の実施教科については、現行では3教科から5教科を実施しているが、幅広い領域における基礎的・基本的な知識及び技能等を把握するためには、5教科の実施を基本とすることが望ましい。
- ただし、各校の特色や一人ひとりの個性を生かすため、多様な検査を実施する必要がある場合には、受検生の負担に配慮し、教科数を減じることも考慮する必要がある。

## イ 資料のあり方

### <選考の資料>

- これまで選考の資料としては、選抜において実施する検査の結果と中学校からの調査書を活用してきている。
- 中学校の学習状況の評価については、きめの細かい学習指導と一人ひとりの学習内容の確実な定着を図るため、観点別学習状況の評価となっている。
- 今後の学習評価においては、「新たな学力」の3つの要素を踏まえ、評価の観点（「知識・理解」及び「技能」、「思考・判断・表現」、「関心・意欲・態度」）が整理されており、観点による評価を総合した評定は、「新たな学力」の要素を総合したものとなっている。
- また、これまでも中学2年と3年の評定を活用しており、中学校における学習状況を幅広くとらえてきている。
- 中学校での平素の学習状況をとらえるとともに、「新たな学力」を的確に把握し、高校への学びの接続を図るといった観点からも調査書の評定は重要なものである。
- そのため、これまでと同様、調査書の評定を選抜の資料として活用していくことが望ましい。

### <資料の扱い>

- 選抜制度改善の大きな柱は、新しい学習指導要領の実施を踏まえ、中高の接続の視点に立った「新たな学力」の的確な把握であり、共通の検査の結果や調査書の記載内容について、特定の資料のみを用いた選考を行うことは適切でないといえる。
- そのため、3つの学力要素の一部が選考にあたって活用されないのではなく、すべての要素が盛り込まれた資料に基づいて選考を行うことが必要である。
- ただし、すべての要素を活用しつつ、一人ひとりの個性や能力などの特性を生かす評価を行うため、選考基準の複雑化という課題に配慮しながら、資料ごとに取り扱う割合を変えることについても考慮することが求められる。

## (2) 希望に基づく志願を確かなものとする選抜機会の設定

- 「新たな学力」をすべての高校で共通の基盤としての的確に把握するためには、これまでの前期選抜の特性と後期選抜の特性を生かしながら、一体化した検査を実施することが望ましい。
- また、キャリア教育の視点に立って、将来の自己のあり方を意識した進路選択を促進するという観点や、現行の制度において前期選抜、後期選抜ともに同一の学校を志願している生徒が多いことも踏まえると、現行の分割した選抜機会を一体化していくことは意義のあることといえる。
- なお、選抜機会を一体化することは、現行制度の運営上の課題となっている選抜期間の長期化について大幅な短縮につながるとともに、中学校での授業への影響という課題にも対応することができるものとなる。

### (3) 各校の特色を基にした主体的な選抜の工夫

#### <特色に応じた選抜の工夫>

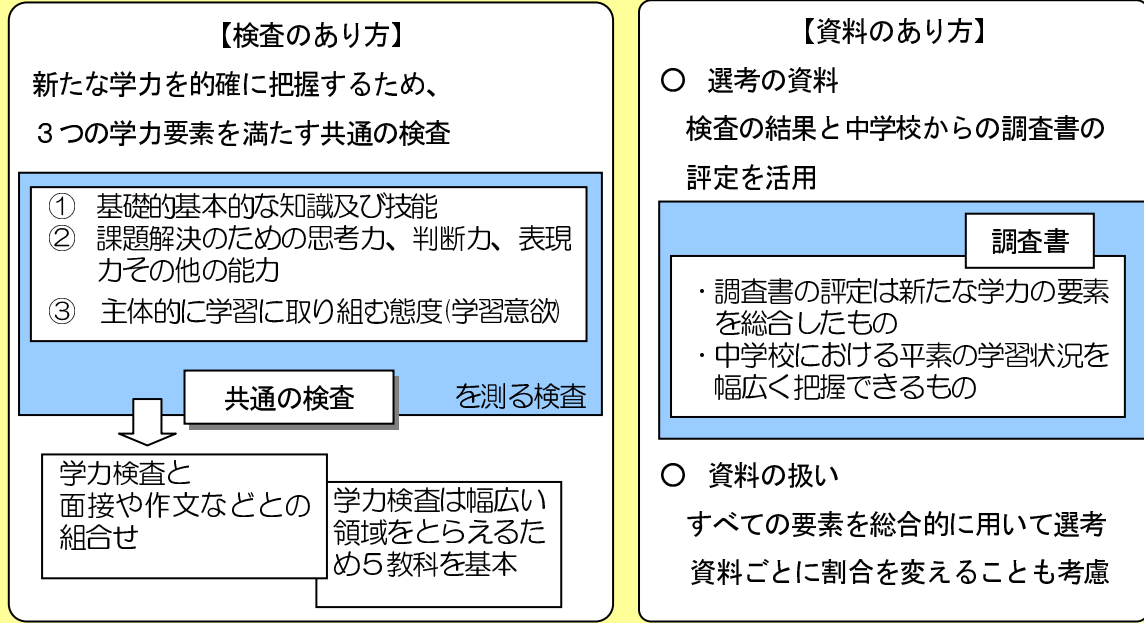
- 「新たな学力」を的確にとらえていくという観点からは、共通の検査及び調査書の活用を行うことが望ましいが、その上に立って、各校の特色ある教育展開を踏まえた選抜を工夫していくことが求められる。
- そのため、共通の検査の他に、これまでも実施してきた実技検査など、各校の特色に応じて実施する総合的な能力や特性を見るための検査を実施できるようにすることも必要である。
- なお、現行の選抜制度では、学力検査において、その高校の特色を踏まえ、思考力など各校が学力内容をよりきめ細かく測るため独自の問題による学力検査を実施しているが、今回の入学者選抜制度の改善における、共通の検査の実施、選抜機会の一体化といった改善の趣旨を踏まえて、そのあり方について検討することが求められる。

#### <特性や長所を総合的に評価する工夫>

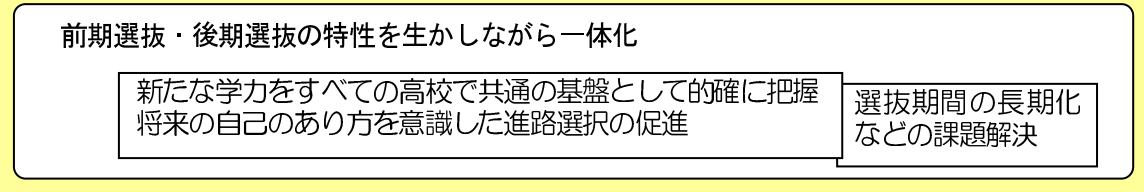
- 本県の選抜制度は「生徒一人ひとりの個性や能力、適性を多面的にとらえ、調査書の評定や学力検査などのいわゆる数値のみでなく、生徒の特性や長所に着目」した選抜とすることを基本的な理念として進められてきた。
- 今後もその理念を生かした選考の工夫を図るため、共通の検査や選抜の資料において、どのように把握し、選考に生かしていくかについて検討する必要がある。
- その際、調査書に記載された中学校での活動実績に対し、細分化して点数化するといったことは、適正にその意欲を把握できない側面をもつことも懸念されることから、「生徒の特性や長所」のとらえ方について、一層の工夫と改善を図っていくことが求められる。

■ 入学者選抜制度改善の内容 ■

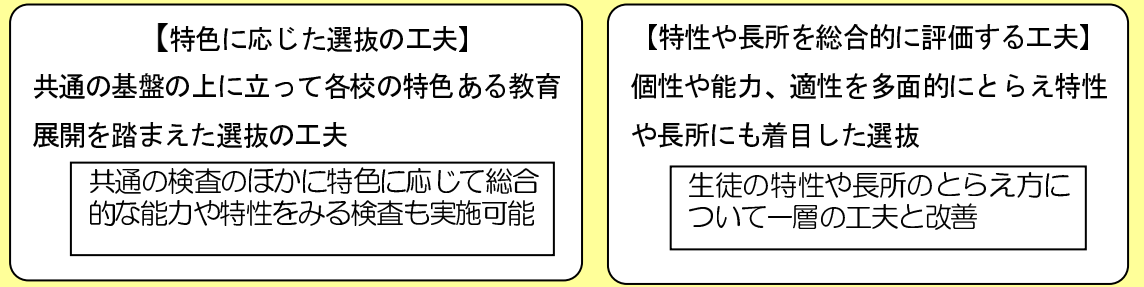
◆ 新たな学力を的確に把握するための検査と資料のあり方



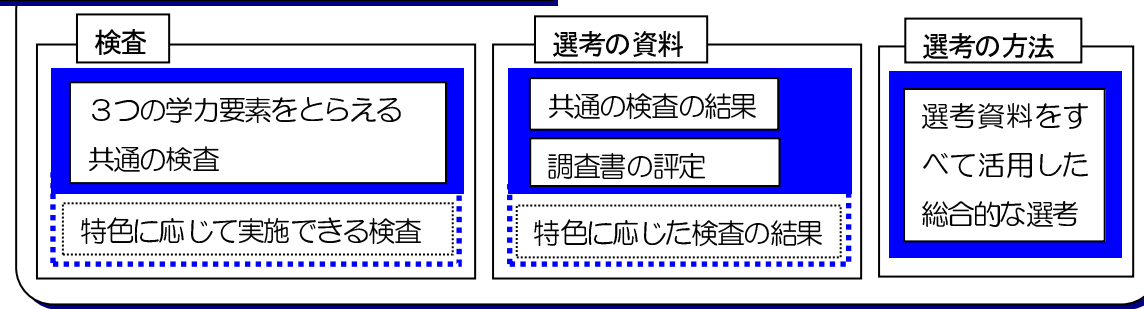
◆ 希望に基づく志願を確かなものとする選抜機会の設定



◆ 各校の特色をもとにした主体的な選抜の工夫



前期選抜・後期選抜を一体化した選抜機会



## 6 定時制・通信制の課程の入学者選抜

- 定時制の課程・通信制の課程には、働きながら学ぶ生徒のみならず、全日制の課程の学習形態になじまず、定時制・通信制に学ぶ生徒や個別の支援を必要とする生徒など多様な生徒が学んでいる。また、近年、定時制・通信制の課程の学びを主体的に選択して志願する生徒が増加しており、定時制・通信制の課程を積極的な進路選択の一つであるにとらえていくことが求められる。
- 入学者選抜制度の改善の方向性は、全日制の課程に限るものでなく、定時制・通信制の課程の入学者選抜においても、その考え方を生かしていくことが必要である。
- 一方で、公立高校での学びを幅広く提供するため、定時制・通信制の課程を含めて受け入れるという姿勢は今後も必要である。
- そのため、全日制の課程とは異なり、積極的に定時制・通信制の課程の特性を生かして学びたいという生徒を受け入れるとともに、公立高校での学びをできる限り保障するという視点からの受け入れも可能となる仕組みを考えていくことが必要である。
- また、定時制における学力検査については、多様な生徒が志願していることにも配慮し、その内容についても定時制の課程の特性を意識したものとすることが望ましい。
- 通信制の課程の選抜にあっては、現行では学力検査を実施せず、面接と必要に応じて実施する検査によっている。
- これは、一度学びの場を離れたり、学びを中断した受検生にも配慮したためであり、今後も配慮されることが望ましい。

## 7 入学者選抜制度の改善を進めるにあたって

本協議会では、これまでの入学者選抜制度の理念、今後の高校教育のあり方、新しい学習指導要領の実施を踏まえ、さらに現状の諸課題の改善も視野に入れ、これからの選抜制度の改善について提言した。

改善の検討は、新しい学習指導要領が求める「新たな学力」の的確な把握と中高の接続の考え方を生かすことが柱となっており、この入学者選抜制度の改善は中学校、高校における学習指導について一層の改善・充実を求めることにもつながるものである。

今後、この提言をもとに、具体的な制度内容について検討が進められていくことになるが、入学者選抜制度の改善にあたっては、次のような点に配慮しながら進めることが必要であると考えます。

- 中学校における進路指導のあり方として、キャリア教育の視点に立って、将来の自己のあり方を意識した進路選択となるよう配慮することが求められる。
- 中学校において、一人ひとりが持っている力を十分に発揮できなかった生徒に対して、これまで以上に学習への意欲を高めることをめざしているクリエイティブスクールなど、特別な設置趣旨をもつ高校については、その趣旨を生かした選抜方法や選考の工夫を行うよう配慮することが必要である。
- また、これまでも行われている支援を必要とする受検生の受検上の配慮、資料の整わない受検生への選考上の配慮については、継続して進めるとともに、このような制度について受検生に確実に伝わるようにしていくことが必要である。
- 公立高校の入学者選抜制度の改定は、私立高校の入学者選抜にも影響を与えるものと考えられるので、公私協調の視点からも選抜制度運営にかかる調整を行っていくことが求められる。

入学者選抜制度の改善に係わる検討協議にあたっては、新しい学習指導要領が求める「新たな学力」を軸に検討を進めてきた。新しい学習指導要領は平成24年度に中学校で全面実施され、新しい学習指導要領で学んだ生徒が平成25年度に高校に入学する。

今後、改善の実施にあたっては、中学生など関係者に対する周知の期間を配慮しつつ、新しい学習指導要領の実施も見据えて、この提言に基づく新たな制度による選抜が早期に実施されるよう取り組むことが望ましい。



平成22年7月28日

入学者選抜制度検討協議会長 殿

神奈川県教育委員会

## 入学者選抜制度検討協議会における検討事項について

県立高校改革推進計画に基づく取組みの成果と課題の検証を踏まえながら、今後の高校教育が果たすべき役割と新たな学習指導要領が求めるものを視野に入れ、次の事項について検討をお願いします。

### 1 検討事項

神奈川県公立高等学校の入学者選抜制度の改善に関すること

### 2 検討事項の説明

本県では、生徒の多様なニーズに応え、活力ある教育活動を展開するため平成12年度から「県立高校改革推進計画」に取り組んできた。

現行の入学者選抜制度は、「生徒一人ひとりの個性を多面的にとらえ、生徒の特性や長所に着目した選抜制度」の趣旨を踏まえつつ、「県立高校改革推進計画」の進展に伴って、それぞれの高校の特色がより明確となることから、各校の特色に応じて生徒一人ひとりが自らの進路希望に基づいて学校選択が可能となるよう改善を行い、平成16年度から実施した。さらに、平成17年度には学区を撤廃して、生徒の主体的な学校選択の幅を一層広げた。

「県立高校改革推進計画」は、平成21年度をもってその計画期間は終了したが、今後も県立高校を取り巻く環境の変化に迅速な対応を図っていくことが必要であり、これまでの取組みの成果及び課題について検証を行い、それを踏まえて、今後の高校教育のあり方を検討することとしている。

また、平成24年度からは中学校で新たな学習指導要領が実施され、高校においても平成25年度から新たな学習指導要領が実施される。

そこで、「県立高校改革推進計画」に基づく取組みの成果と課題の検証や新たな学習指導要領を踏まえた今後の高校教育のあり方を見据え、これからの入学者選抜制度のあり方について、幅広い視点から検討協議をお願いしたい。

入学者選抜制度検討協議会 協議経過

	検討協議会	小委員会
7月	◎第1回（7月28日） ・教育委員会あいさつ、委員紹介 ・会長選出、副会長指名 <協議> ・会議公開の可否について ・検討事項について ・協議会の進め方について 小委員会の設置について 検討スケジュールについて ・入学者選抜制度の現状と課題について	
8月		○第1回（8月26日） ・現行制度の運営上の課題とその対応について
9月	◎第2回（9月9日） ・入学者選抜制度の理念と今後の高校教育のあり方の方向性について ・現行制度の運営上の課題とその対応について	○第2回（9月30日） ・検討の基本的な視点について ・現行制度の運営上の課題とその対応について
10月		○第3回（10月21日） ・中間まとめに向けて
11月	◎第3回（11月8日） ・「入学者選抜制度の改善について －協議経過の中間まとめ－」について ・入学者選抜制度改善の内容について	
12月		○第4回（12月22日） ・入学者選抜制度改善の内容について
1月	◎第4回（1月28日） ・入学者選抜制度改善の内容 ・定時制・通信制の課程の入学者選抜 ・入学者選抜制度の改善を進めるにあたって	○第5回（1月12日） ・入学者選抜制度改善の内容 ・定時制・通信制の課程の入学者選抜 ・入学者選抜制度の改善を進めるにあたって
2月	◎第5回（2月15日） ・「入学者選抜制度の改善について －入学者選抜制度検討協議会報告－」について	

## 入学者選抜制度検討協議会の設置及び運営に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、入学者選抜制度検討協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 神奈川県公立高等学校の入学者選抜制度のあり方について検討するため、入学者選抜制度検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第3条 協議会は、神奈川県公立高等学校の入学者選抜制度の改善に関することについて協議し、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、その結果を報告する。

第4条 協議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関する理解と見識を有する者、学校及び行政機関の関係者その他県民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (小委員会)

第7条 協議会は、その所掌事項について調査研究を行う等会議の円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、会長が小委員会に属する委員のうちから指名する。

4 委員長は、小委員会の会務を掌理し、小委員会における調査研究の結果等を協議会に報告する。

(意見聴取)

第8条 協議会及び小委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 協議会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成して、保管しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の経過の概要及びその結果
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育指導部高校教育企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 協議会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

入学者選抜制度検討協議会

【構成員】

(18名)

主 体	団体名等	氏 名	備 考
学識経験者等	横浜国立大学教育人間科学部教授	高木 展郎	会長
	北里大学教授	石塚 崇	副会長*
	鎌倉女子大学総務部長	藪田 早苗	*
	神奈川新聞社論説主幹	林 義亮	
教育行政関係者	横浜市教育委員会教育長	山田 巧	
	川崎市教育委員会教育長	金井 則夫	
	相模原市教育委員会教育長	岡本 実	
	横須賀市教育委員会教育長	永妻 和子	
	神奈川県市町村教育長連合会会長	金子 信夫	
	神奈川県立総合教育センター所長	下山田 伸一郎	*
県民代表	神奈川県立高等学校PTA連合会副会長	阿部 枝里	
	神奈川県PTA協議会会長	新川 勉	*
	かながわ人づくり推進ネットワーク幹事会幹事	鶴岡 貴美子	
学校教育関係者	神奈川県公立中学校長会進路委員会委員長	仲戸川 元和	*
	神奈川県立高等学校長会副会長	諸岡 紀夫	*
	神奈川県私立中学高等学校協会副理事長	高木 茂	
	神奈川県教職員組合執行副委員長	芹沢 秀行	*
	神奈川県高等学校教職員組合執行副委員長	佐々木 克己	*

\*小委員会

【小委員会 構成員】

(8名)

団体名等	氏名	備考
北里大学教授	石塚 崇	委員長
鎌倉女子大学総務部長	藪田 早苗	
神奈川県立総合教育センター所長	下山田 伸一郎	
神奈川県PTA協議会会長	新川 勉	
神奈川県公立中学校長会進路委員会委員長	仲戸川 元和	
神奈川県立高等学校長会副会長	諸岡 紀夫	
神奈川県教職員組合執行副委員長	芹沢 秀行	
神奈川県高等学校教職員組合執行副委員長	佐々木 克己	

---

---

入学者選抜制度の改善について（報告）

平成23年3月

入学者選抜制度検討協議会

---

---

（事務局：神奈川県教育委員会教育局教育指導部高校教育企画課）

〒231-8509 横浜市中区日本大通33

TEL 045-210-8254